

中央区中小企業

販路拡大支援事業補助金

区内の中小企業等が販路拡大のために展示会等(インターネットを利用して行われるものを含む。)へ出展する場合に、出展に係る経費の一部を区が補助します。

補助対象事業者

次のいずれかに該当する中小企業者等(詳細の申請要件は区ホームページをご確認ください)

- ・中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者で、区内に本店登記(法人)または主たる事業所を有し(個人事業主)、区内で1年以上事業を営んでいる者
- ・区内に存する中小企業等で組織する商工業団体

補助対象となる展示会

- ・対面形式の展示会(国内のみ)
 - ・オンライン展示会
- (令和7年4月15日(火)から令和8年3月31日(火)までに開催されるもの)

補助対象経費

- ・会場使用料(小間料)
 - ・展示装飾に要する経費 ※ただし、テーブル、パンフレットスタンド、パーテーションなど展示会終了後も長く使用できる備品の購入は対象外
 - ・出品物の運搬に係る経費
- ※ただし、自社運搬の際のガソリン代及び高速道路代、公共交通機関の利用に要する経費は対象外
- ・インターネットを利用して行われる場合の出展料

補助金額

対象経費の総額の3分の2、限度額30万円まで(千円未満の端数は切り捨て)

申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・展示会等出展事業計画書
- ・展示会等の経費に係る見積書
- ・企業概要(団体の場合は団体案内)
- ・出展する展示会等の概要が分かるもの
- ・法人の履歴事項全部証明書または個人事業の開業届出書の写し
- ・法人事業税及び法人住民税の納税証明書または個人事業税及び住民税の納税証明書
- ・その他区長が必要と認める書類

申請方法

申請書に必要書類を添えて、下記申込先へ提出してください。
※申請の手続きは裏面を参照してください。

補助金交付回数の制限

年度内1回限り、通算3回まで
※補助金の交付は年度内1回限りで、平成28年度からの通算で3回まで補助します。

その他

- ・先着順のため、予算額に達し次第、受付は終了します。
- ・申請受付期間や補助対象とならない展示会等など、詳細はホームページでご確認ください。
- ・申請書類は、ホームページでダウンロードできます。
- ・申請書類及び添付書類は返却いたしません。
- ・他機関が実施している同種の補助事業と重複して補助を受けることはできません。
- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したときは、補助金交付決定を取り消します。

お問い合わせ・申込先

〒104-8404

中央区築地1-1-1 中央区役所7階 区民部商工観光課中小企業振興係

電話: 03-3546-5487 受付時間: 9:00~17:00(土日祝除く)



▲区HP

中央区中小企業販路拡大支援事業補助金交付の流れ

